

令和2年度 国補 中央処理分区下水道管渠更生1工区工事

施工条件提示書

長野市上下水道局下水道整備課

施工条件提示書

1. 総則

当工事は、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017ー」、「長野市公共下水道事業管渠工事標準仕様書」、「長野市建設工事共通仕様書」、「長野市土木工事施工管理基準」、及び「給水装置・排水設備工事指針並びに下水道工事施工の手引き（財長野県下水道公社発行）」に基づき施工すること。この提示書と一般仕様書が重複する事項については、この提示書によるものとする。また、管きよ更生工については、「管きよ更生工特記仕様書」によるものとする。

2. 工事概要

工種	内容と種類	規模	条件
管きよ更生工	内径 150mm(TP)	L=118m	反転・形成工法
	内径 200mm(TP)	L=179m	
	内径 250mm(TP)	L=2,980m	
	内径 300mm(TP)	L=176m	
	内径 400mm(TP)	L=59m	
管口可とう化工		N=289箇所	

3. 事前調査

1. 工事との因果関係を明確にするため、着手前に影響が予想される道路においては路面調査を実施すること。
2. 起工測量において、境界杭、境界ピン、測量ピン等は控えを取り、工事完了後に復元する。
3. 掘削により既舗装面への影響が予想される様な狭い道幅を有する道路は、事前に舗装肩の控えを取り、現況復旧に備える。
4. 交差点内や電線等の立上がりなど浅埋設物件が予測される箇所については、人力掘削にて余掘りを行い埋設物の有無を確認し、破損事故の防止に努めること。

4. 施工計画一般

4-1. 施工計画書の提出

- (1) 施工計画書の提出期限は仕様書のとおりとするが、調査等に日数を要する場合は、その理由を明記し、契約後 10 日以内に提出する。
- (2) 受注者は、自ら立案した創意工夫や技術力に関して、施工計画書または協議書に

において提案し、工事完了までにその実施状況を所定の様式により提出することができる。

4-2. 工事カルテ

(1) 請負額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事についても工事实績情報サービス (C O R I N S) に基づき所定の手続きをする。

4-3. 起工測量と施工図の作成

(1) 検査口及び公設柵の位置を必ず確認すること。必要ならば、敷地内の確認を行うこと。

(2) 鉄蓋の復旧組合せは、任意とするが起工測量後、組合せを監督員に報告すること。

(4) 現地踏査及び起工測量の結果で工事目的物 (施工延長、マンホール、舗装等) の数量に変更が生じた場合は、協議のうえ必要個数を設計変更の対象とする。

5. 使用機械

1. 本工事に使用する建設機械は任意である。ただし、特別に周辺環境に配慮する必要が生じたり、作業時間に制約を受けるなど、著しい変更が生じた場合は、使用機械について監督員と協議することができる。

2. 建設機械 (別途指定) は排ガス対策型を使用すること。また低騒音及低振動についても十分に配慮する。

6. 掘削・埋戻し

1. 鉄蓋周辺の舗装切断及び掘削の際は、マンホール本体及び浅埋設の施設に注意すること。

2. マンホール内への土砂等の落とし込みは、決してやってはならない。万が一異物が入ってしまった場合は、速やかに撤去し管渠の清掃を行うこと。

3. 本工事において発生する建設残土は、搬出先の指定がない場合は自由処分とする。また産業廃棄物、特定建設資材の処理施設は任意とする。従って運搬距離は変更対象としない。

4. 残土処理について搬出先が指定されていない場合において、設計書に計上した運搬距離と差異が生じた場合、変更協議の対象とする。

7. マンホール

1. マンホールと管の接続部の可とう化については、マンホールの状態を十分把握し検討すること。

2. マンホール鉄蓋の材料承認については、長野市上下水道局承認番号と製造メーカー名を記入すること。

3. 路面との擦り付けについては、路面より突出してはならない。

4. 産業廃棄物、特定建設資材の処理施設は任意とする。従って運搬距離は設計変更としない。

産業廃棄物の処分先（参考）

廃棄物の種類	運搬距離 [km]	処理先
アスファルト塊		
コンクリート（無筋）塊	8.0 [km]	開渡工業㈱

8. 仮設工

8-1. 仮設物の計画

(1) 本工事における仮設物は任意とする。仮設方法は土質条件や現場条件、周辺環境を考慮し、施工計画書に詳細に記し、監督員の承認を得たうえでそれに基づき施工管理、出来型管理を行う。仮設工事は変更対象から除外するが、土質条件及び現場条件が設計と著しく異なる場合は監督員と協議のうえ判断する。

(2) 仮設計画を立てる際は安全かつ十分は機能を有しているものを採用し、応力安定計算書を施工計画書に添付する。なお本工事における仮設工事は重要仮設物と位置付け、建設工事土木公衆災害防止対策要綱に基づき適切に行う。

8-2. 水替工

(1) 水替え時に地上に布設する場合は、適切な保護措置を施すこと。

9. 舗装復旧

1. 舗装の取壊しは必要最小限にとどめ、必要以外の路面に亀裂、沈下等が生じた場合は受注者の負担により復旧するものとする。その他の道路施設についても同様の扱いとする。また区画線等は現況どおり復旧する。

10. 埋設管の保護

1. 工事区間内に埋設されている占用施設について、受注者は占用管理者立ち会いのもとに現地調査を行い、支障有無の判断に必要な資料を作成すること。

2. 工事による影響が生じないように防護措置を講ずること。防護方法は管理者の指示に従うが、特別な防護措置（ただし軽微なものは除く）が求められた場合は監督員と協議し、必要な数量を変更の対象とする。また防護することにより本工事の仮設方法が変更になったり、工事の進捗に著しく影響する場合は、別途監督員と協議することができる。また万一損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧するものとする。

11. 安全対策

1. 交通規制は規制帯と規制期間を極力短くし、袋小路にならぬよう可能な限り迂回路を設け、案内看板や交通誘導警備員の誘導により円滑な交通を確保する。本工事における交通誘導警備員については、数量表及び設計書のとおりとする。下記に参考人員を示す。
2. 本工事における交通誘導警備員について、施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は、監督員と協議の上、必要人数を変更対象とする。

特別に道路管理者及び警察の指示、通学路等地元から要望を受けた場合も、その必要配置人員を変更の対象とする。特別に指示のない場合は任意とする。
3. 工事区間内の舗装面は常に平坦性を保つよう万全を期すとともに、万一不備が見受けられた場合は直ちに改善等の措置を行い、関係機関に報告する。
4. 車両及び歩行者を迂回させる場合は、迂回路についても安全確認を徹底すること。特に歩行者を作業ヤードの横を通過させる場合は、足元のみならず頭上にも注意をすること。

工 種	種 類	現場条件	数量 (人・日)
管きよ更生工	交通誘導警備員 B	昼間勤務	1,012
		夜間勤務	
管口可とう化工	交通誘導警備員 B	昼間勤務	190
		夜間勤務	

12. 周辺環境

1. 建設副産物の発生量を抑え、再生資源の活用を積極的に行う。またアイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機械の使用、工事従業員への教育など工事实施に当たって細心の注意を払うことにより、できる限り環境に配慮する。
2. 本工事におけるイメージアップ経費の計上はないため、実施については任意とする。
3. 工事に伴う排水は、沈殿処理、pH管理等を行うなど環境に悪影響を与えないように処理する。
4. 仮置き場、資材置き場の位置指定はありませんが、なるべく工事区間内で選定し、受注者の責任において管理をする。また現場内で用地の確保ができない場合は、騒音や振動の面で住民からの反感をかわぬよう、周辺環境に配慮した場所を選定する。
5. 受注者は、「長野市公共工事率先実行計画」に基づき本工事を施工すると共に、別表1に掲げる項目について推進方法及び手順を施工計画書に記載する。また、該当する環境関連法については特に配慮する。

13. 提出書類

1. 工事完了時の提出書類は、竣工書類に下記資料を添付し提出する。
 - (1) 竣工図（管渠工事標準仕様書のとおり）・・・・・・ 1部
 - (2) 着手前・竣工・工事中の写真・・・・・・・・・・・・ 1部
 - (3) 管更生工については、特記仕様書による。

14. 地元調整

1. 着手前に地元への周知を行い、工事に対しての理解を得る。
2. 地元行事の時期を把握し、工程調整を図る。
3. 夜間工事に際して、地元と監督員と十分協議を行ったうえで施工に着手すること。
4. 工事の時間帯が計画の範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで行う。
5. 地元区、小中学校、送迎バス等の関係機関には工程、交通規制等で変更がある都度協議し調整を図ること。

15. その他

1. 入札時の積算にあたっては、現地踏査及び関連仕様書、本提示書に基づき、設計図書に示す工事目的物を完成させるために必要な施工方法及び仮設方法を十分に検討する。不明な点は入札前に質問し解決する。
また、下記の基礎価格は2020年度版「建設物価」推進用機械器具等 基礎価格表を用いて積算しています。
. ①反転・引込車損料 4t 154kW(210PS)、②硬化・形成車損料 4t 154kW(210PS)
. ③高圧洗浄車損料(更生・調査兼用) 4t 147kW(200PS) 最大圧力 20MPa(供用日・時間)
④本管用 TV カメラ搭載車損料(調査用) 95.5kW(130PS) 2t
⑤給水車損料(調査用) 132kW(180PS) 4t 容量 4000L
⑥超高压洗浄車(調査用) 143kW(195PS) 4t 最大圧力 68MPa
2. 工事に関連する測量、設計委託、土質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また受注者には貸与も可能である。
3. 従来の方方法にとらわれず、常にコスト意識を持って工事に取り組み、設計に反映できるように努める。
4. その他不明な点は、あらかじめ監督員と協議する。

16. 再生資源利用等計画書（実施書）の様式について

提出様式は次のいずれかにより電子データで納品するとともに、印刷して提出すること。

- (1) 建設リサイクル報告様式(EXCEL)※国土交通省 HP より DL 可能
- (2) COBRIS(建設副産物情報交換システム)を利用した様式

17. 設計図書の優先順位について

公告された設計図書（閲覧設計書、施工条件明示事項書・特記仕様書を含む）について、設計図書間にくい違いがあった場合、入札見積に関する設計図書間の優先順位は、次のとおりとします。

- (1) 質問・回答書
- (2) 施工条件明示事項書・特記仕様書
- (3) 閲覧設計書（金抜設計書）
- (4) 数量計算書
- (5) 図面

管きょ更生工特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、「内面被覆材」を既設下水道管内に挿入し、材料の断面形状を円形に形成させることにより更生管を築造する工法に適用する。

2. 工事の目的

自立更生管を築造することにより、下水道管の長寿命化を図ることを目的とする。

3. 総則

- 1) 当工事は、「長野市公共下水道事業管渠工事標準仕様書」、「長野市建設工事共通仕様書」、「長野市土木工事施工管理基準」、「下水道工事施工の手引き」、「下水道維持管理指針」、「下水道管路施設維持管理マニュアル」、「管渠更生工法の品質管理 技術資料－2005年3月－」、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン－2017－」等に基づき施工管理をすること。
- 2) 下水道用プラスチック製管きょ更生工法（JIS A7511）に適合した工法とする。
- 3) 財下水道新技术推進機構の審査・承認を受け、「建設技術審査証明書 基準達成型」を得た工法、且つ(社)日本管路更生工法品質確保協会に登録されている工法を用いること。施工に当たっては審査・承認を受けた標準施工マニュアル等に従い、適正な施工管理のもとで行うこと。
- 4) 更生管の構築方法にかかわらず、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン－2017－」で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。

4. 工事概要

詳細は設計書及び数量表を参照

5. 既設管調査・前処理

- 1) 受注者は、下水道管きょの更生工事に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視またはTVカメラ等により調査しなければならない。調査の項目は、延長、調査方法、取付管突出処理、浸入水処理、浸入根処理およびモルタル除去とし、その結果をまとめ監督員に提出し、協議しなければならない。
また、調査の結果、接続先が不明もしくは未使用の取付管があった場合には、監督員に報告し、その対応を協議の上決めるものとする。
- 2) 受注者は、既存資料をもとにカメラ調査を行い、既存資料を黒色、調査結果を赤色で示した調査記録票及び図面を事前に監督員へ提出すること。
- 3) 受注者は既設管きょ調査の結果、更生管のシワ発生等が懸念されるなど前処理の必要がある場合には、監督員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。
- 4) 受注者は、既設管渠調査により、管更生工法での施工が困難な箇所を確認した時は、監督員と協議し、開削工法での改修を含めた工事について検討し対応すること。この場合、設計変更の対象とする。

6. 更生管の仕様

- 1) 更生管の設計と仕様書等の決定

受注者は、設計図書及び現場調査に基づき、更生管の設計を行うとともに、管の仕様等を決定し、その結果が確認できる資料を作成し、監督員の承認を得ること。

- ① 更生管厚の計算（既設管の耐荷能力は見込まない）
- ② 更生後の流量計算（既設との比較）
- ③ 管の仕様（曲げ強度及び曲げ弾性率—長期の規格値を含む）
- ④ 品質証明

なお、更生管厚の設計条件は、以下を標準とする。

- ① 更生管の評価・・・既設管きよの耐荷能力を見込まないこととする。
- ② 荷重・・・・・・・・鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。
自立管の適用条件については、「管周辺の地盤が乱される場合」を想定し積算している。
- ③ 更生管厚の算定式・・・「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」及び「下水道用強化プラスチック複合管（JSWAS K-2）」によるものとする。
- ④ 更生管の厚み・・・更生管の最大厚みは、更生後において流下能力を確保できることを前提条件とする（マンシング式における流下能力比較で、（更生／既設） ≥ 1.00 ）。また、安全率は、各工法の推奨値を用いることとし、各工法別に定める最小部材厚（品質の最小範囲）以上を確保すること。

2) 材料特性（物性値）

受注者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能（外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数）、耐ストレーンコロージョン性（ガラス繊維を使用しているもの）、耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性（ガラス繊維を使用していないもの）、水密性および水理性能について公的審査証明機関等の審査証明を得たものまたはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

7. 施工計画一般

1) 施工計画書の提出

施工計画書は、工事概要や施工現場の条件等を確認し、契約後10日以内に提出する。施工計画書は、「長野市建設工事施工計画書作成要領」に基づき作成するものとする。

- ①工事概要 ②計画工程表 ③現場組織表 ④安全管理 ⑤使用機械 ⑥主要資材 ⑦施工方法
- ⑧施工管理（出来型・品質・写真等）計画 ⑨緊急時の体制及び対応⑩交通管理 ⑪環境対策
- ⑫現場作業環境の整備 ⑬再生資源利用の促進 ⑭その他監督員の指示事項

注）受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者や監理技術者と
の兼務可能）を配置し、技能講習修了証の写しを添付すること。

なお、上記のほかにも下記事項についても記載するものとする。

- ① 工法選定の理由
管渠更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを**構造計算書、流量計算書（既設との比較を含む）**に明示すると共に、形成後における軸方向及び内径の収縮性も十分考慮したうえで工法選定理由を記載すること。
- ② 材料設計及び水理性能評価
- ③ 材料品質証明の内容
- ④ 既設管調査（TVカメラによる本管・取付管）・施工前処理計画
- ⑤ 材料の製造から保管までの保管期間と保管方法
- ⑥ 材料の運搬方法
- ※ 更生工法は、採用工法により施工方法等が異なっており、また殆どの工法が現場で完成品（更生管）を構築する。したがって、施工にあたっては工法毎に定められた施工手順、管理手順、管

理値があり、また必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。

また、現場条件によっては、通常の方法が採れない場合もあり、施工計画書には個別の現場条件に適正な記載内容とする。

2) 更生工法の選定は任意とするが、既設人孔の大きさなど現場条件に適したもので、かつ工期内に施工が完了可能な工法を選定し、監督院の承諾を得ること。

8. 技術者の配置

- 1) 受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者や監理技術者との兼務可能）を当該作業中は現場に常駐させなければならない。
- 2) 受注者は、品質確保の観点から、管きょ更生工事や取付管口穿孔の施工にあたっては、当該施工に関する実技研修を伴う技能講習を修了した有資格者等の施工を熟知した技術者を選任すること。ただし、取付管口穿孔の十分な実務経験を有しかつ、各工法協会等が技術者育成のために開催している研修を修了したものをもってこれに代えてもよい。

※施工を熟知した技術者の例

- ・管路更生専門技士（各工法協会）
- ・取付管口穿孔技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）

9. 使用機械

本工事に使用する建設機械は任意であるが、低騒音及び低振動について十分に配慮する。

10. 施工管理

- 1) 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に十分な管理を行わなければならない。
- 2) 受注者は、管理項目及び管理値を適切に管理すると共に、自動記録紙等に、温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。
- 3) 受注者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させなければならない。
- 4) 受注者は、取付管口の削孔は作業当日中に完了することを原則とするが、仮削孔とする場合は、必要な対策を講じた上、事前に監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するとともに、施工計画書の変更を行わなければならない。

11. 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、スパン毎に下記の「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「完了時の品質管理」に基づいて十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

1) 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため、使用材料・組成一覧表（材料証明書）、品質証明書、化学物質安全データシート、材料納品書（納品伝票）、ミルシートなどを監督員に提出し、適正な管理下で製造されたことの証明を受けなければならない。また、受注者は、必要に応じて適正試験（曲げ特性の試験等）を行い、監督員に提出しなければならない。

2) 施工時の構築方法別品質管理

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理すると共に、自動記録紙等に

温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

■硬化方法別施工管理手法

受注者は、硬化方法別（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）に次の項目について、施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

A) 熱硬化タイプ

- ①材料挿入（反転・引込）速度
- ②反転時及び拡径時の圧力管理
- ③硬化時の圧力管理
- ④硬化温度管理及び硬化時間管理
- ⑤冷却養生時間管理

B) 光硬化タイプ

- ①材料挿入（引込）速度
- ②拡径時の圧力管理
- ③硬化時の電源管理
- ④硬化時の圧力管理
- ⑤硬化温度管理及び硬化時間管理
- ⑥冷却養生時間管理

C) 熱形成タイプ

- ①材料挿入（引込）速度
- ②蒸気加熱時の温度管理
- ③蒸気加熱時の圧力管理
- ④拡径、冷却時の温度管理
- ⑤拡径、冷却時の圧力管理

3) 完了時の品質管理

受注者は、硬化作業完了後に更生管の先端部で試験片を採取し、第三者である公的試験機関やISO/IEC17025 認定試験所において、日本工業規格及び日本下水道協会で定められた方法で所定の試験を実施し、その結果を監督員に報告しなければならない。

各種試験結果については、申告値を上回ること。

なお、熱可塑性樹脂材については、日本下水道協会が実施している認定工場制度の工場検査証明書を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。

12. 出来型管理

1) 出来型管理

受注者は、更生管の出来型を把握するため、更生管内径、延長を所定の方法で計測しなければならない。また、更生管と既設管きよの密着性を確認するため、更生管の内径について硬化直後と24時間以降で所定の測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

2) 更生管渠厚み・内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

- ① 更生管の測定は、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。
- ② 更生管は、人孔部において施工前に既設管の内径を測定しておき、施工後に更生管の内径を測定し、その内径差により厚さを算出する。管材突出部分では、管厚に増減が生じているため計測値としない。
- ③ 更生管厚の検査基準については、6箇所平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。なお、既設管きよと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。
- ④ 更生管の内径については、硬化直後と24時間以降の測定値で差が無いことを確認する。
- ⑤ 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。

3) 内面仕上がり状況

- ① 受注者は、更生工完了時において更生管内を洗浄し、取付管穿孔片を除去した後、全スパンについて、自走式TVカメラによる検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。なお、取付管口においては、必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。
- ② 受注者は、更生工完了時において、更生管の設計強度、耐久性、水理性能等を損なうようなシワ、

たるみ、はく離、漏水、異常変色等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

③ 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れ等の異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

④ 受注者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として、既設の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。

4) 工事記録写真等の撮影及び提出

受注者は、上記の「3) 内面仕上がり状況」の確認の際のテレビカメラ調査及び工事記録写真等の結果を竣工書類（DVD等で保存）に添付して監督員に提出しなければならない。

13. 安全対策

1) 交通規制は、規制帯と規制期間を極力短くし、袋小路にならぬよう可能な限り、迂回路を設け、案内看板や交通誘導警備員の誘導により円滑な交通を確保すること。本工事における交通誘導警備員については、数量表及び設計書のとおりとする。

2) 受注者は、労働災害や物損事故等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

① 下水道管きょ更生工法における安全管理

- ・有資格者の適正配置
- ・下水道管内作業に適した保護具の着用
- ・施工前および施工時の安全対策（情報収集等）
- ・周辺環境への対策
- ・災害防止についての対策

② 酸素欠乏および有毒ガスなどの安全措置

③ 供用中の施工における排水対策

④ 安全に関する研修、訓練

3) 工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として標示板を、様式 1 を参考に工事区間の起終点に設置すること。ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。なお表示内容は、工事内容（工事の内容、目的等を標示するものとする）、工事期間（交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする）、工事種別（工事種別「下水道工事」等を標示するものとする）、施工主体（施工主体及びその連絡先を標示するものとする）、施工業者（施工業者及びその連絡先を標示するものとする）とする。色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「下水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。

・工事に関する情報を提供するため、工事を開始する約 1 週間前から工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、様式 2 を参考に現場付近に設置するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事等についてはこの限りでない。また工事開始から終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、様式 3 を参考に現場付近に設置するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇を行っています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

16. 地元調整

- 1) 着手前に地元への周知を行い、工事に対しての理解を得ること。
- 2) 地元区や学校と十分な打合せを行って生徒の通学時間や通学路等を十分に把握し、事故等のないよう安全管理を徹底すること。
- 3) 地元行事の時期を把握し、工程調整を図ること。
- 4) 夜間工事に際して、地元と監督員と十分協議を行ったうえで施工に着手すること。
- 5) 工事の時間帯が、通常の範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで行うこと。
- 6) 施工時の排水処理については、十分な説明を関係者に行い、了解を得て施工にあたること。

17. その他

- 1) 国道部及び県道部での施工に際しては、道路管理者と十分工程調整協議を行い速やかに着手すること。
- 2) 施工に際し、既設管の状況を調査した、TVカメラ調査資料および、竣工図または下水道台帳図が必要であるならば、別途貸与するものとする。
- 3) 受注者は、材料の欠陥や更生管に異常が認められた場合は、監督員の指示により適切な処置を講じなければならない。
- 4) 従来の方法にとらわれず、常にコスト意識を持って工事に取り組み、設計に反映できるように努める。
- 5) 本工事現場と近接して同時期に下水道管渠更生工事が発注されているため、受注者間で調整を図り、相互の協力のもと円滑に工事を行うもの。
- 6) その他不明な点は、あらかじめ監督員と協議する。

18. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策関係

1. 作業従事者（当該現場の作業に従事している者。全ての下請業者を含む。）の体温及び、健康状態の把握を毎日実施し、健康管理を徹底すること。
2. 作業従事者に感染や濃厚接触の疑いがある場合は、県や市の保健所に相談してその指導に従い、自宅待機をはじめ、適切な措置を講ずること。
3. 作業従事者に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告し、その後の対応についても速やかに検討のうえ報告すること。

工事現場の現場環境改善についての特記仕様書

1 目的

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業改善を行なうために実施するもの。

本工事は上記に係る費用（現場環境改善費）を計上しており、受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施することとする。

2 実施内容

現場環境改善の実施内容は、発注者が指定していない場合は次項の「現場環境改善費実施計画書」に基づき受注者が選定し、現場着手前までに受発注者協議により決定することとする。

決定する際は、「現場環境改善費実施計画書」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選択することとする。

3 実施状況写真の提出

受注者は、工事完了時に現場環境改善の実施状況を確認するための状況写真を提出すること。

4 その他

現場環境改善の実施に際し、問題点などあれば監督員と協議すること。

現場環境改善費実施計画表

計上費目	チェック欄		実施する内容	現場で実施する内容
現場環境改善 (仮設備関係)		1	用水・電力等の供給設備	
		2	緑化・花壇	
		3	ライトアップ施設	
		4	見学路及び椅子の設置	
		5	昇降設備の充実	
		6	環境負荷の低減	
			その他	
現場環境改善 (営繕関係)		1	現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	
		2	労働宿舍の快適化	
		3	デザインボックス (交通誘導警備員待機室)	
		4	現場休憩所の快適化	
		5	健康関連設備及び厚生施設の充実等	
			その他	
現場環境改善 (安全関係)		1	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)	
		2	盗難防止対策 (警報器等)	
		3	避暑 (熱中症予防) ・防寒対策	
			その他	
地域連携		1	完成予想図	
		2	工法説明図	
		3	工事工程表	
		4	デザイン工事看板 (各工事PR看板含む)	
		5	見学会等の開催 (イベント等の実施含む)	
		6	見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営	
		7	パンフレット・工法説明ビデオ	
		8	地域対策費 (地域行事等の経費を含む)	
		9	社会貢献	
			その他	